

2023年12月27日

著者 お取引先 各位

小野高速印刷株式会社
出版事業部

著作権料等に関する消費税インボイス制度について

拝啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素よりご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

さて、このたび2023年10月から適格請求書等保存方式（インボイス制度）の開始に伴い、著者様や取引先様の皆さまに弊社のインボイス制度への取り組みについて案内いたします。

この度、課税事業者の方を対象に「支払通知書」を送付しております。

弊社では課税事業者の方への支払通知書を適格請求書とさせていただきます。ご確認のほど、お願いいたします。

もし課税事業者の方で「支払通知書」が届かない場合は、弊社での分類が免税事業者としての扱いになっていると思われれます。

お手数ですが、弊社宛に適格請求書発行業者番号のご連絡をお願いいたします。追って「支払通知書」を発行いたします。

なお、課税事業者への申請は任意となっております。

免税事業者の方で年間の課税売上高が1,000万円を超えていなくても課税事業者登録することが可能です。

申請方法などは、お近くの税務署へお問い合わせいただければと思います。

インボイス制度の詳細については国税庁、または近隣の税務署にお問い合わせください。

制度の導入に伴い、お手数をおかけいたしますが、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

敬具